３．４．１　個体別ウイルス浮遊液の試験	３．４．１　個体別ウイルス浮遊液の試験
３．４．１．１　（略）	３．４．１．１　（略）
３．４．１．２　外来性ウイルス等否定試験 ３．５．２．２を準用する．この場合，必要あれば，あらかじめヒト，サル及びニワトリ以外の動物で作った抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体で処理してウイルスを中和したものについて行う．	３．４．１．２　外来性ウイルス等否定試験 ３．５．２．２を準用する．この場合，必要あれば，あらかじめヒト，サル及びニワトリ以外の動物で作った抗麻しんウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和したものについて行う．
３．４．２　（略）	３．４．２　（略）
３．５　原液の試験	３．５　原液の試験
（略）	（略）
３．５．１　（略）	３．５．１　（略）
３．５．２　外来性ウイルス等否定試験 必要あれば，３．４．１．２を準用して，ウイルスを中和したものについて行う．なお，細網内皮症ウイルスの検出について，以下のいずれかの方法で試験するとき，適合しなければならない．ただし，２）の試験は，１）の方法と同等以上の分析性能が確認された逆転写ポリメラーゼ連鎖反応が承認されている場合に限る．	３．５．２　外来性ウイルス等否定試験 必要あれば，３．４．１．２を準用して，ウイルスを中和したものについて行う．
１）　３．５．２．２．２の抗細網内皮症ウイルス免疫血清を用いた蛍光抗体法	
２）　３．５．２．４の細網内皮症ウイルス否定試験	
３．５．２．１～３．５．２．３　（略）	３．５．２．１～３．５．２．３　（略）
３．５．２．４　細網内皮症ウイルス否定試験 試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．	（新設）
３．５．３　同定試験 抗麻しんウイルス免疫血清若しくは抗体を用いた同定試験又は逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行う．	３．５．３　同定試験 試料を適当な培養細胞を用いて増殖させたとき，その増殖は，抗麻しんウイルス免疫血清によって中和されなければならない．
３．５．３．１　抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体を用いた同定試験 試料を適当な培養細胞を用いて増殖させたとき，その増殖は，抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．	（新設）
３．５．３．２　逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験 試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．	（新設）
３．５．４　ウイルス含量試験 ３．７．３を準用して，ウイルス含量を測定する．ただし，３．５．３において，逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行うとき，本試験のウイルス含量をFFUで測定しなければならない．	３．５．４　ウイルス含量試験 ３．７．３を準用して，ウイルス含量を測定する．
３．６　（略）	３．６　（略）
３．７　小分製品の試験	３．７　小分製品の試験
（削る）	小分製品について，次の試験を行う．
３．７．１～３．７．４　（略）	３．７．１～３．７．４　（略）
（削る）	４　貯法及び有効期間 貯法は，５℃以下とする． 有効期間は，承認された期間とする．特に定めのない場合は１年とする．
（削る）	５　そ　の　他 ５．１　溶剤の添付 添付する溶剤は，注射用水とする．